

### ～法制度整備支援のこれから～

法務総合研究所長

瀬戸 毅

#### 1 はじめに

令和5年7月11日付けで法務総合研究所長を命じられた瀬戸毅です。どうぞよろしく申し上げます。私は平成元年に東京地検検事として任官し、現在35年目です。これまで、最高検、東京高検のほか、東京、佐賀、名古屋、広島及び徳島の各地検で勤務しました。前任は広島地検の検事正です。検察庁以外では、法務省の刑事局、人権擁護局、法務総合研究所、外務省の在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、そして金融庁の証券取引等監視委員会事務局で勤務した経験があります。過去の法務総合研究所勤務は5年半に及びますが、国際連合研修協力部が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所いわゆるアジ研の次長及び所長としての勤務であり、それ以外の部署での勤務経験はありません。アジ研が東京都府中市から昭島市に移転して以降、アジ研とICDは同じ建物で業務を行っていますが、私自身がICDの活動にかかわることはなかったため、ICDの活動に関する知識はほとんどありませんでした。ただ、法務省が推進している司法外交を担うという観点では、アジ研もICDも同じですので、アジ研での経験も生かしながら、ICDの活動を早期に理解し、今まで以上に司法外交を先に進めていきたいと思っています。

#### 2 ICDの成り立ち

平成6年当時、アジアの開発途上国の間では、経済発展の礎となる近代的な法制度の整備を進める動きが強まり、欧米の法制度を継受した経験を持つ我が国に対し、法制度の整備に関する支援要請がなされるようになっていたところ、法務省は、アジア地域の発展と安定は我が国にとっても有益である上、我が国の国際社会への貢献としても意味があると考え、ベトナムに対する法制度整備支援を開始しました。

その後、平成7年度からは法務総合研究所が法制度整備支援を担当し、平成13年には同所にICDを設置し、同部が当該業務を担当するようになって現在に至っています。本誌ICD NEWSが創刊されたのは、その翌年平成14年の1月でした。

以来、現在までに、アジアを中心に10か国以上の国々に対し、民法等の法律案の起草や人材育成等の支援をするようになりました。このように、ICDの法制度整備支援は確実に進展を続けており、アジ研の活動とともに、法務省が推進する司法外交の中心となっています。同時に、このICD NEWSも本号で97号となり、創刊100号が間近に見えてきました。

### 3 司法外交閣僚フォーラム

我が国は、令和5年、先進7か国首脳会合いわゆるG7サミットの議長国として、5月に広島でG7広島サミットを開催したほか、全国各地で担当大臣によるG7会合を開催してきましたが、法務省も7月7日にG7司法大臣会合を開催しました。その際、我が国は、G7で唯一のアジアからの参加国であることを踏まえ、その前日にASEAN各国の法務大臣を招へいして日ASEAN特別法務大臣会合を開催したほか、G7司法大臣会合当日には、ASEAN・G7の法務大臣が一堂に会したASEAN・G7法務大臣特別対話も実施しました。

法務省においては、これらの会合に、各国や関係機関との会談を加えた一連の行事を司法外交閣僚フォーラムと位置づけ、関連イベントとして、日ASEAN特別ユースフォーラムや法務省の施策を発信するイベント・展示を行いました。

ICDは、公益財団法人国際民商事法センター、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所と共催で、7月7日に、「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援」と題するシンポジウムを開催し、ビジネスと人権に関連する紛争解決と法制度整備支援の果たす役割について議論したほか、ICDの活動を紹介する展示を行っています。

日ASEAN特別法務大臣会合で採択された共同声明においては、日ASEANの法務・司法分野における協力の強化をうたいつつ、第5項において「本会合は、ASEAN地域における法の支配の促進に貢献してきた日本国法務省法務総合研究所・国際協力部（ICD）による法制度整備支援の成功裏に行われてきた取組を引き続き強化し、ポスト2023年の時代にふさわしい日本とASEANの間の法制度整備支援を展開することを目指す。」と明記した上、第11項において、「共同コミットメントを実現するため、友好、協力、対等なパートナーシップの精神の下、ワークプランに基づき引き続き緊密に活動し、日ASEANの協力関係を次なるフェーズへと昇華させることにコミットする。」と続けています。

そして、同じ日、同会合は、それ以前に日本とASEANの法務高級実務者の間で採択されていたワークプランを承認しましたが、同ワークプランは、第3項において、より強固なパートナーシップの実現に向けた法制度整備支援の要素を探求するため、法制度整備支援に関するこれまでの成果を棚卸し（ストックテイキング）するとともに、今後の支援の在り方の要素について検討するための協議を実施すること、また、第4項において、法務・司法分野の専門家の交流を通じて人材育成と能力構築を促進するため、ASEAN各国と法務総合研究所の間で、計画的・組織的な人材交流を可能とするスキームを策定すること、を定めています。

#### 4 これからの法制度整備支援

これまでも、我が国の法制度整備支援の在り方は、我が国の法制度を所与のものとして、それをそのまま対象国に導入するのではなく、対象国において必要な制度は何か、ということを対象国の立場で検討し、我が国の法制度も参考にしつつ、あくまで対象国にとってもっとも役立つ形で法制度を構築していく、いわゆる寄り添い型の支援でした。

このことは、前記共同声明における「対等なパートナーシップ」との文言や、ワークプランにおける「強固なパートナーシップ」との文言、また、前記日ASEAN特別法務大臣会合において高見康裕法務大臣政務官（当時）が行った「日ASEAN双方の法務・司法分野におけるニーズや関心を把握し」「両者が対等なパートナーシップの精神の下、様々な分野での協力を強化する」旨の発言からも明らかです。

ICDは、これらの文言や発言を念頭に置きながら、今後も寄り添い型の支援を今まで以上に推進すべく、新たな支援の在り方を模索しているところです。

まず、各国の基本法制の整備は現時点では相当の成果を出したと認識しており、今後は、その制度がいかに適切に運用されるかに関心が向かっています。そのため、司法分野における人材育成は引き続き重要な課題となります。

また、国際化、情報化の進展に伴い、同じような問題を抱えた国が複数存在することが明らかになりつつあり、そうすると各国個別に支援をするよりも、多国間で共通の問題を議論し、同時に解決していく方が効率的であることが分かってきました。そこで、支援というともすれば一方通行とも見られる形式ではなく、各国の問題を持ち寄って解決策をお互いに検討するという共同研究の形式で協力をしていくことが適切と考えるようになりました。

では、これらを踏まえてどのように活動していくこととなるのでしょうか。

人材育成については、現在も支援として行っていますが、将来のリーダーを育成して行くためには、ネットワークを構築して、切れ目ない関係を築く必要があります。具体的には、法制度整備支援に参加した対象国の参加者を中心に同窓会的な枠組みを作り、ICDを中心としたネットワークを構築することを考えています。アジア研は既に同様のネットワークを構築し、強い絆で結ばれていることから、これを参考にできればと思っています。現在、法制度整備支援における研修等の参加者は、それぞれの機関における幹部級だけでなく、中堅、若手もいます。ネットワークを活用し、中堅、若手の参加者との絆を維持、強化できれば、将来、彼らが各国で重要な立場になったとき、ICDの活動への深い理解から、我々の活動に協力的に対応してくれることが期待できます。そうなれば、我々も、より効果的に支援を行うことができるようになると思います。

共同研究に関しては、題材によってはICDの教官より大学の教官の方が専門性を有するものもあります。したがって、現在以上に大学、特にASEAN諸国からの留学生を受け入れている大学と連携して、各題材についてより深い検討ができる環境を整えることが必要となります。特にASEANの司法機関から派遣されている留学生について

て、日本滞在の間に I C D の活動にも関与してもらえれば、留学生にとって大学では経験できない実務的な知見を体得できるほか、I C D としても日本にいながら各国司法機関の関係者に直接接触し、支援の効果を高めることができるといった利点があります。

ここで述べた方策は、まだ検討を開始した段階であり、将来的にどう具体化されていくか明確に示すことはできませんが、法制度整備支援を始めてから 30 年が過ぎようとする現在、その活動が新たな方向に展開しようとしていることは確実です。

引き続き、関係する皆さんの御支援と御協力を期待する所存です。